

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号				
不利益処分の種類	改善勧告に従わなかった場合における措置命令	根拠条項	第 56 条第 6 項				
処分基準	<p>措置命令は、法第 56 条第 4 項の規定による改善勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>当該勧告に係る措置をとらなかったか否かについては、平成 12 年 12 月 1 日付け児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成 12 年 12 月 1 日付け児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を指針として判断する。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次 No.